

議 事 録

平成 28 年度 四万十町農業委員会第 8 回窪川農地部会

日 時：平成 28 年 11 月 25 日 午後 1 時 30 分～

場 所：本庁（西庁舎）2 階西会議室 2B

- | | | |
|-------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 指定第 15 号 | 会期の決定について |
| 日程第 2 | 指定第 16 号 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 報告第 12 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について |
| 日程第 4 | 議案第 29 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について |
| 日程第 5 | 議案第 30 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 日程第 6 | 議案第 31 号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 7 | 議案第 32 号 | 農用地利用配分計画案に対する意見決定について |
| 日程第 8 | | その他 |

〔出席委員〕

01. (欠員)	02. (欠席)	03. 下元 誠一郎	04. 甫喜本 治誠
05. 松田 武章	06. 小野 重明	07. 坂本 功	08. 市川 正司
09. (欠席)	10. 林一 将	11. 下元 一明	12. 河上 茂秋
13. 廣井 栄治	14. 西井 健夫	15. 岡林 景補	16. 宮崎 恵美子
17. 池本 宗生	18. 西本 茂子	19. 太田 祥一	

〔欠席委員〕

02. 山本 奨一 09. 山本 道雄

〔事務局出席者〕

西谷 久美 林 和利 上川 優

議長

秋も深まり、日に日に寒さが増す季節となってまいりました。先日 22 日の朝福島沖でマグニチュード 7.4 の地震が起きました。福島県と宮城県の沿岸に一時津波警報が発令されました。周辺地域では 5 年前の宮城県沖で起きた地震による大津波を思い出すにはいられなかったのではないのでしょうか。幸いにも大きな被害になることもなく済みましたが、改めて地震の恐怖を感じさせられました。また、今月初旬には、かつてより大変大きな注目となっていましたアメリカの次期大統領に共和党のドナルド・トランプ氏が就任することになりました。トランプ氏は歯に衣着せぬ強硬な発言で選挙直前には大国アメリカの大統領としてふさわしい人物なのかが問われていましたが、アメリカ国民は偉大な国アメリカの復活や国内情勢の変革を求め、結果トランプ氏を次期大統領に選びました。今後の日本にとってどのような影響を及ぼすのか心配されておりましたが、大統領選に勝利して以降過激な発言を大幅に控えています。我が日本の安倍首相は 17 日に次期大統領と各国首脳陣として最初の会談を行い、その後の会見では「信頼関係を築いていけると確信の持てる会談だった。」と語りました。今後 T P P 問題、日米間の F T A 問題や安全保障問題など来年の 1 月 20 日の大統領就任後のトランプ氏の動向に注目したいと思います。また、我々四万十町農業委員会は今年 4 月に施行されました改正農業委員会法に基づき平成 30 年 9 月 1 日に新体制による農業委員会となります。そのことを踏まえ先日我が農業委員会も会長及び役員、事務局との第 1 回目の準備委員会を開催しました。あと 1 年となりましたので今後農業委員数、推進委員の数、また役割、運営方法や地区割り分担などなど大変重要な事項を協議しなくてはなりません。この進捗状況につきましては皆様にも報告させていただき、また、ご意見の方もいろいろと頂きたいと思っております。今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

それではただ今から、平成 28 年度四万十町農業委員会第 8 回窪川農地部会を開会いたします。

農地部会は、四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項、並びに同委員会部会会議規則第 4 条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくお願いいたします。

本日の会議に、2 番 山本 奨一委員、9 番 山本 道雄委員から欠席の届けが出ております。それでは、事務局から諸報告がありましたらお願いいたします。

- 事務局 事務局より 11 月から 12 月の研修等の報告をいたします。
11 月 20 日開催の西部地区産業祭にて大正・十和農業振興部会による農業者年金加入推進・全国農業新聞購読推進・ジャンボかぼちゃコンテスト・チャリティーバザーを実施しております。
11 月 28 日～29 日中国四国ブロック女性農業委員研修会が高知県で開催されます。2 名の委員の方、事務局が参加予定です。
12 月 1 日に全国農業委員会会長代表者集会在東京都で開催されます。会長・会長職務代理・大正十和農地部会長の 3 名、事務局が参加予定です。
12 月 22 日、各部会、総会を開催予定です。
委員の皆様、日程調整をよろしくお願ひいたします。以上です。
- 議長 次に、部会の会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定を準用することになっております。本日の出席委員は 16 名です。過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。
本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。
それでは日程第 1、指定第 15 号 会期の決定についてですが、平成 28 年度四万十町農業委員会第 8 回窪川農地部会の会期は、平成 28 年 11 月 25 日の本日 1 日といたします。これにご異議ございませんか。
- 委員 (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、平成 28 年度四万十町農業委員会第 8 回窪川農地部会は本日 1 日といたします。
次に、日程第 2、指定第 16 号 議事録署名委員の指名についてですが、四万十町農業委員会部会会議規則第 3 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において、議事録署名委員を指名することにご異議ございませんか。
- 委員 (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、議事録署名委員に
12 番 河上 茂秋 委員、14 番 西井 健夫 委員
を指名いたします。よろしくお願ひします。
尚、会議書記は事務局職員にお願ひいたします。
続いて、
日程第 3、報告第 12 号
農地法第 18 条の規定による合意解約通知についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 12 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知についてご説明いたします。

ページは 3 ページです。今月の案件は、4 件になります。なお、借受人・貸出人の氏名・住所については、議案書のとおりです。

まず、番号 1 について説明いたします。土地の所在地、大井野字松カサコ 7 2 0、地目、田、面積 3,178 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 6,383 m²です。

解約事由は、貸出人からの申し出による双方合意です。合意年月日、引渡年月日ともに平成 28 年 10 月 18 日です。この農地は、平成 17 年 2 月 1 日～平成 19 年 1 月 31 日まで、3 条賃貸借の設定を行っていましたが、賃貸借の場合は、解約の合意が無い限り契約期間が継続していますので今回、合意解約に至ったとの事です。

つづいて、番号 2 について説明いたします。土地の所在地、藤ノ川字新田 1 0 2 3 地目、田、面積 1,343 m²です。解約事由は、貸出人からの申し出による双方合意です。合意年月日、引渡年月日ともに平成 28 年 10 月 20 日です。この農地は、平成 26 年 2 月 3 日～平成 28 年 12 月 31 日まで利用権の設定を行っていましたが、貸出人から中間管理機構へ貸付したいとの申し出により、合意解約に至ったとの事です。

なお、この農地については、ページ 9 番号 9 の利用権設定と、ページ 12 番号 6 の配分計画案に関連しています。

つづいて、番号 3 について説明いたします。土地の所在地、興津字元地 3 6 0 1、地目、田、面積 653 m²です。解約事由は、貸出人からの申し出による双方合意です。合意年月日、引渡年月日ともに平成 28 年 9 月 7 日です。この農地は、平成 24 年 7 月 2 日～平成 34 年 7 月 1 日まで利用権の設定を行っていましたが、貸出人から中間管理機構へ貸付したいとの申し出により、合意解約に至ったとの事です。

なお、この農地については、ページ 8 番号 6 の利用権設定と、ページ 12 番号 3 の配分計画案に関連しています。

つづいて、番号 4 について説明いたします。土地の所在地、興津字元地 3 6 0 2-1 地目、田、面積 100 m²です。以下 3 筆あり、合計で 4 筆で、面積が 2,143 m²です。解約事由は、貸出人からの申し出による双方合意です。合意年月日、引渡年月日ともに平成 28 年 9 月 7 日です。この農地は、平成 24 年 7 月 2 日～平成 34 年 7 月 1 日まで利用権の設定を行っていましたが、貸出人から中間管理機構へ貸付したいとの申し出により、合意解約に至ったとの事です。

- 議長 なお、この農地については、ページ9番号7の利用権設定と、ページ12番号3の配分計画案に関連しています。以上です。
- 議長 報告第12号について事務局の説明が終わりました。
- 議長 これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
- 議長 特になければ、報告第12号は終わります。
- 議長 続いて、
- 議長 日程第4、議案第29号
- 議長 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題とします。
- 議長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第29号
- 事務局 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてをご説明いたします。議案書は4ページです。今月の案件は、2件になります。譲受人・譲渡人の氏名・住所等については、お手元の議案書のとおりです。
- 事務局 まず、番号1について説明いたします。
- 事務局 申請地の位置等は、添付資料の1ページをご覧ください。
- 事務局 土地の所在地、本堂 字 鎌池ノ尻4-1、地目、田、面積1,037㎡です。以下3筆あり、合計4筆で、面積3,321㎡です。
- 事務局 権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由・譲渡理由は、譲渡人が県外在住ということもあり、譲渡人からの要望とのことです。
- 事務局 譲受人の耕作面積は、0㎡で現在ありませんが、今回取得する3,321㎡を耕作する事から、下限面積は達成します。取得する農地では、果樹（柿・栗・みかん等）を耕作する計画です。
- 事務局 つづいて、番号2について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の2ページをご覧ください。土地の所在地、大向 字 御堂ノ越404-1、地目、田、面積1,137㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由・譲渡理由は、祖母から孫への贈与になります。
- 事務局 譲受人の耕作面積は、3,011㎡です。下限面積は達成しています。取得農地では、継続して露地野菜、ピーマン等を耕作する計画です。
- 議長 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議長 議案第29号について事務局の説明が終わりました。
- 議長 担当委員の補足説明はありませんか。

議長 1番は私の案件であります。譲受人、譲渡人ともに町外におり、この農地の世話をしている司法書士で代理人である方に今回話をお聞きしました。

地目は田であります。造成を行い現況は畑となっております。譲受人はユズ、カキ、クリなどを植え、農地を有効に利用する計画です。譲受人は経営主としてユズ、カキ、クリなどの世話や草刈り等で年間60日以上以上の作業に従事することを確認しています。取得後の農地の合計は3,321㎡で下限面積以上であることを確認しております。譲渡人は現在県外におり、土地の管理ができないということで、四万十町出身で知り合いの譲受人が取得することになり、大半の農地はソーラー発電用地として利用し、その余地に今回のユズなどを譲受人が植えて管理するということになっております。以上です。

13番 2番の件について説明します。現況は田であることを確認しています。現在は畑作として、先ほど言われたようにピーマンを作っており有効に活用しています。譲受人につきましては、家族で他にも営農を営んでいまして、年間150日以上農作業に従事しています。譲受人はすでに30a以上の農地を耕作していることを確認しています。農地はきれいに管理されてまして、周辺農地への悪影響もないと思います。譲渡人は高齢のためお孫さんであります譲受人に贈与するというので、問題ありません。以上です。

議長 議案第29号について質疑を許します。質疑はありますか。
質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありますか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第29号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、

日程第5、議案第30号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。

- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 30 号
- 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてをご説明します。
- 議案書 5 ページの 1 番の案件です。添付資料は 3~5 ページをご覧ください。申請地は、西川角字トウロウデン 328 番 1、地目は、畑、面積 66 m²のうち 25 m²の土地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地の新設です。転用理由は、納骨堂を新設したく自宅近くの自己所有地で、今後の管理に適した申請地を選んだとのことです。農地区分は、申請地は住宅等に挟まれた場所ではあるが、周辺地には 10ha 以上の農地の広がりがあり、申請地はその土地らとの縁辺部にあたるため、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である農地法施行規則第 3 3 条第 1 項第 4 号の「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当しますので、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。転用計画につきましては、添付資料 3~5 ページ、土地利用計画図に図示している形で、設置を計画しています。
- 周囲の状況は、東側、西側、南側、北側の農地はすべて同意有の畑となっています。土地の造成計画については、切土、盛土はほとんどなく、整地する計画です。進入路については、南側に隣接する道から進入を計画しています。それに伴う工事はありません。排水計画については、雨水は農地内へ自然浸透とする計画です。資金計画については、事業計画書にて確認をしています。関係法令の墓地埋葬法については、同時進行中であることを確認しています。
- 以上です。
- 議長 議案第 30 号について事務局の説明が終わりました。
- 担当委員の補足説明はありませんか。
- 14 番 この件に関しまして、3 日前に現地に行って申請人と話をさせて頂きました。計画が決まればすぐにでも着手したいということです。計画面積につきましても、66 m²のうち 25 m²を納骨堂にしたいということで、最小限の面積で問題ないと思います。周辺農地関係ですが、隣地の方々の同意も問題なくもらっています。ただ、隣地の家が近くて、のっぺらぼうの土地でありますので、その周辺には目隠し程度の木とかを植えてほしいと話があったようです。排水の件ですが、図面にあるように A 1 の所に

排水がありその方向へ排水を持っていくようです特に問題ないと思います。補足は以上です。

議長 議案第 30 号について質疑を許します。 質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 30 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、議案第 30 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 31 号

四万十町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 31 号

四万十町農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成 28 年 12 月 1 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議案書は 6 ページから 9 ページです。今月の案件は、9 件になります。利用権の設定をうける者・利用権を設定する者の氏名・住所及び賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料は、6 ページから 29 ページをご覧ください。

番号 1、2 とも借受者は、同じです。まず、番号 1 について説明いたします。土地の所在地、興津字瀧ノ下 202、地目、田、面積 380 m²です。設定は新規です。期間は平成 28 年 12 月 1 日から平成 43 年 11 月 30 日までの 15 年間です。作物は施設ミョウガを耕作する計画です。申請地には、ハウスを建てる予定のため、貸借期間は耐用年数以上を設定する計画となっています。

番号 2 について説明いたします。土地の所在地、興津字瀧ノ下 203-

3、地目、田、面積 396 m²です。設定は新規です。期間は平成 28 年 12 月 1 日から平成 43 年 11 月 30 日までの 15 年間です。作物は施設ミョウガを耕作する計画です。これも 1 番と同じく申請地には、ハウスを建てる予定のため、貸借期間は耐用年数以上を設定する計画となっています。番号 3 から 9 までを説明します。借受者は、全て農地中間管理機構です。貸付者は全て個人で 7 名です。筆数・面積は各集落別で説明します。番号 3 番～5 番まで東大奈路 3 件、田、12 筆、畑 1 筆、計 13 筆の面積 18,108 m²です。番号 6 番～8 番まで興津 3 件、田、6 筆、面積 5,036 m²です。番号 9 番 藤ノ川 1 件、田、9 筆、面積 15,492 m²です。合計で筆は、田 27 筆、畑 1 筆、計 28 筆です。面積合計は、38,636 m²です。設定は全て新規です。設定期間は、平成 28 年 12 月 1 日から平成 38 年 11 月 30 日までの 10 年間です。権利の種類は番号 9 番の 7 筆が賃貸借権で、それ以外の 21 筆が使用貸借権となっています。以上です。

議長 議案第 31 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

4 番 1 番と 2 番ですが、設定を受ける者については他で施設ミョウガを作っ
まして、この分が規模拡大という形で増えた形になっています。別に問
題ありません。

議長 他にありませんか。

議案第 31 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありません
か。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 31 号四万十町農用地利用集積計画の決定については、原案のと
おり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第 31 号 四万十町農用地利用集積計画の決定については、
原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 32 号

農用地利用配分計画案に対する意見決定についてを議題とします。

議案第 32 号ですが、番号 7 番について私が、四万十町農業委員会会議規
則第 20 条の、議事参与の制限に抵触しますので、先に 1 番から 6 番の審

議、採決を行い、その後、議長を交代し私が退席をして、番号7番の審議、採決を行います。議長の交代ですが、職務代理者が欠席ですので会議規則に則り年長者であります 林 委員にお願いしたいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第32号

農用地利用配分計画案に対する意見決定について説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。ページは10ページから12ページです。案件は、6件になります。権利設定を受ける者の氏名・住所及び賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料は、30ページから36ページをご覧ください。番号1から6までを説明します。貸付者は、全て農地中間管理機構になります。借受者は法人3社、個人3名です。なお、番号1、2番の2法人は、農地所有適格法人になります。筆数は田21筆、畑1筆、計22筆です。面積は29,812㎡です。権利の種類は、番号6番の1筆が賃貸借権での設定、それ以外の21筆が使用貸借権での設定となっています。設定期間は全て県許可日から平成38年11月30日までの10年間です。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案第32号について質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第32号農用地利用配分計画案に対する意見決定について、番号1番から6番について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第32号 農用地利用配分計画 案 に対する意見決定については、番号1番から6番について原案のとおり可決されました。

それでは、農業委員会会議規則第27条第1項の規定を準用し、農地部会長及び職務代理者が共に事故あるときは、年長の委員が臨時に議長の職務を行うとなっていますので、林 一将 委員に議長をお願いいたします。

(太田 委員 退席)

(林 委員 議長席へ)

- 林議長 太田部会長が、四万十町農業委員会会議規則第20条の規定に該当いたしますので、四万十町農業委員会会議規則第27条第1項の規定を準用し、職務代理者も欠席ですので、年長の委員であります私、林が議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。
- 事務局 それでは、議案第32号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について番号7番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号7を説明します。ページは13ページです。案件は、1件になります。権利設定を受ける者の氏名・住所及び賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料は、37ページをご覧ください。貸付者は、農地中間管理機構になります。借受者は法人1社です。農地所有適格法人ではありません。筆は田6筆、計6筆です。面積は、8,824㎡です。権利の種類は賃貸借権となっています。設定期間は県許可日から平成38年11月30日までの10年間です。
- 林議長 事務局の説明が終わりました。
- 委員 質疑を許します。質疑はありませんか。
- 林議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。
- 委員 (「なし」の声あり)
- 林議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
- 議案第32号農用地利用配分計画案に対する意見決定について、番号7番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 挙手全員であります。
- よって、議案第32号 農用地利用配分計画案に対する意見決定については、番号7番は原案のとおり可決されました。
- 太田 委員の除斥をとき、着席をしていただきます。
- 太田委員、番号7番は、原案のとおり可決されました。それでは、太田部会長と議長を交替いたします。ご協力ありがとうございました。
- (太田委員 着席)
- (林委員 着席)
- 議長 続いて、日程第8
- その他の件についてを議題とします。
- その他の件で委員の皆さん何かありませんか。
- 事務局ありませんか。

なければその他の件については終了いたします。これで、本窪川農地部に付議されました案件は、すべて終了いたしましたので、平成28年度四万十町農業委員会第8回窪川農地部会を閉会いたします。ありがとうございました。

起立、礼。

閉 会 午後2時45分